

幼保連携型認定こども園みまつ重要事項説明書（令和7年度）

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置運営主体

名称	社会福祉法人浄信会
所在地	小林市真方48番地
電話番号	0984-22-3171（法人本部）こども園みまつ内設置
代表者氏名	理事長 岩崎 豊文

2 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園					
施設の名称	幼保連携型認定こども園みまつ					
施設の所在地	小林市堤3524番地14					
連絡先	電話番号0984-22-4446 FAX0984-22-4451					
施設長名	園長 富満 文子					
開設年月日	昭和43年10月1日					
利用定員	年齢区分	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合 計
	1号・新2号	—	(内満3歳児) 3名	4名	8名	15名
	2号・3号	10名	20名	16名	34名	80名
	合 計	10名	23名	20名	42名	95名
事業所番号	4520551000154					

3 サービスの目的・運営方針

幼保連携型認定こども園みまつ（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、教育・保育事業を行うことを目的とします。

- （1）当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その教育・福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）当園は、園児が日々の教育・保育の実践を通して、いのちの不思議さや尊さ、生きていることの素晴らしさを体感し、いのちを敬うところを育む「まことの保育」を基軸として生活の場が形成されるよう常に努めます。
- （3）当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （4）登園は園児に属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	5 5 5 6, 0 5 m ²
	園庭	4 8 3 3, 7 1 m ²
園 舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建
	延べ面積	6 4 3, 4 2 m ² ・1 5 1, 9 5 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
ほふく室	1 室	ぼっぼ組
乳児室	1 室	つぼみ組
保育室	4 室	すみれ組（満 2 歳児クラス）1 室、さくら組（満 3 歳児クラス）1 室、ばら組（満 4 歳児クラス）1 室 ゆり組（満 5 歳児クラス）1 室
遊戯室（ホール）	1 室	保育室に舞台があり全体でホールとして使用
調理室	1 室	
事務室	1 室	園長、主幹保育教諭及び事務員が執務
プール	1 室	別棟にプール
法人本部事務室	1 室	主幹事務員及び事務員が執務

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 名	1 名		
主幹保育教諭	2 名	2 名		
保育教諭	1 7 名	1 3 名	4 名	
栄養士	1 名	1 名		
調理師等	4 名	2 名	2 名	
准看護師	1 名	名	1 名	
事務員	5 名	4 名	1 名	法人本部事務 3 名含
放課後児童クラブ支援員	3 名	2 名	1 名	

当園では、「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 1 日小林市条例第 20 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 8 : 3 5 ~ 1 7 : 0 0 ）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（ 8 : 3 5 ~ 1 7 : 0 0 ）
保育教諭	正規の勤務時間帯（ 8 : 3 5 ~ 1 7 : 0 0 ）
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8 : 3 5 ~ 1 7 : 0 0 ）
事務員	正規の勤務時間帯（ 8 : 3 5 ~ 1 7 : 0 0 ）
調理師	正規の勤務時間帯（ 8 : 3 5 ~ 1 7 : 0 0 ）

- ※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

[1号認定・新2号認定の子ども（教育標準時間認定）]

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時から午後2時まで（5時間）
預かり保育	保育時間	朝：7時～9時 夕：14時～18時 土曜：9時～14時
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	夏季（8月14日・8月15日）	
	冬季（1月2日・1月3日）	

[2号・3号認定子ども（保育認定）]

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時～18時まで（11時間）
	保育短時間	午前9時～17時（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18時～18時30分
	保育短時間	朝：7時～9時 夕：17時～18時
開所時間	月曜日～土曜日	午前7時～18時
休業日	日曜日・祝日	

【時間外保育に係る利用者負担】

利 用 時間数	保育標準時間認定 30分 50円(×日数)	保育短時間認定 30分 50円(×日数)	教育標準時間認定 30分 50円(×日数)
------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------

7 提供する教育・保育等の内容

当園は、認定こども園教育・保育要領に基づき「まことの保育」を生活の場の中心として、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 報恩講・七草の集い等への参加

浄信寺合同報恩講参詣、七草の集い、中央両親学級ほか真宗保育の行事への参加

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 一時預かり

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、一時的に保育を提供します。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- ・ 1号認定・新2号認定・2号認定の子どもは無償
- ・ 3号認定の子どもは当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用を負担していただきます。

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
月刊絵本	絵本を通して文字に親しんだり、科学的芽ばえを培っていくなど学びを少しずつ進めていくため。但し年長組の在園児のみ。	月額 500 円以内 (採用する月刊により金額が決定)
3号認定に係る給食費	厚労省の給食費の構成に依る。 ＜完全給食＞	
2号認定に係る給食費	「白ご飯」を持参する。 給食費	月額 4,900 円 (おやつ代含む)
1号・新2号認定に係る給食費	「白ご飯」を持参する。 給食費	月額 4,900 円 (おやつ代含む)
1号・新2号認定に係る預かり料	9時以前14時以降の預かり料(月～土) 土曜日の預かり料(9時～14時) 夏季休業(8/14・8/15) 冬季休業(1/2・1/3)	30分 50円 1日 500円 1日 500円

※お支払方法については、別途お知らせします。

9 保育の利用開始・終了に関する事項

入所（転所）の手続・留意事項	市役所から支給確定決定が通知され、 <u>入所決定後この重要事項説明書に同意されたときからの利用となります。</u>
退所の手続	園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時や、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時（提出物不備・要件が不正等）は、保育の提供を終了（退園）することになります。
就労状況等の状況変更	当初の申告内容（住所・勤務先・勤務時間等）に変更が生じた場合は、所定の様式をご提出下さい。

10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	みまつこどもクリニック
医 院 長 名	柳邊 秀一
所 在 地	小林市堤2322番地4
電 話 番 号	0984-22-1234

(2) 歯科

医療機関の名称	ヨコヤマデンタルオフィス
	折田歯科クリニック
医 院 長 名	横山 剛之
	折田 敦志
所 在 地	小林市堤2880番地2
	小林市堤3135番地9
電 話 番 号	0984-23-6480
	0984-23-8211

(3) 薬剤師

薬 剤 師 名	にしもろ薬剤師会 大久保 真子
住 所	小林市細野1641番地1
電 話 番 号	0984-25-0300

1 1 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状の急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を致します。

園児のかかりつけ 医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：	
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	プリント綴りの中にあります「家庭連絡票」に記入するようになっております。 宜しくお願い致します。
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	

1 2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主幹保育教諭 大丸豊美・小野留美 ・解決責任者 園 長 富満文子 ・ご利用時間 8：35～17：00 ・電話番号 0984-22-4446 F A X 0984-22-4451 クラス担当職員または主幹保育教諭にお申出ください。	
第三者委員	林 和豊	電話番号 090-7985-5124
	上原 利秋	電話番号 090-9492-0133

1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難および消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 4 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	賠償、 傷害（保育園の管理下における通園途中における怪我、熱中症、 特定感染症（0-157 等）細菌性及びウイルス性食中毒、地震・津波・噴火） 主催行事参加者傷害保険

1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動, 営利活動	利用者の思想, 信仰は自由ですが, 他の利用者に対する政治活動 及び営利活動はご遠慮ください。

1 6 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

1 7 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。